

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 4034
20年2月25日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

郵政労契法20条 裁判の目指すもの

おはようございます。

世界人権宣言は、その第一条で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。これは旧約聖書（神と人々の契約）に由来しますが、しかし、すべてが自由ではありません。そのなかで、これを制限できるのが社会的「契約」で、このひとつが雇用契約です。雇用は契約という原則の下、労働契約法が二〇〇七年にできます。

いま日本は非正規格差社会で、世界人権宣言にいう、自由と尊厳において平等であるには程遠い国です。

そこでこの格差改善のために、民主党政権下で改正労契法二〇条が二〇一二年にできますが、会社（経団連）はこれを認めません。そこで二〇一八年の安倍首相は働き方改革法の改悪で不合理な格差禁止論の二〇条を廃止（この四月からパート法へ移行）としました。



また別の文書では、格差是正は「正社員を下げるのではなく、非正規を上げる」として行います。郵政や経団連、安倍首相らの改革はこれに逆行しています。

二〇一四年五月、郵政ユニオンはこの不合理な格差是正を求めて裁判をおこしました。郵政東日本と西日本裁判です。原告は十一名でした。今これは高裁判決でいくつかの正当や休暇の不合理な格差を認定し、最高裁に係争中で、この

三月には判決が出る予測されま最高裁では郵政がいくつかの負けることは明らかで、郵政は事前格差改善（隠し）に動き、いく

この改正労契法ができた年の八月十日、厚労省は『基発〇八一〇』で、この法律の趣旨を「一般の改正は、有期契約での雇用の不安を解消し、不合理な労働条件を是正すること、有期労働者が安心して働き続ける社会を実現する」と指導文書を出しています。

また、労契法十八条の「五年超の無期転換」から、郵政はアソシエイト社員として、十万人弱の人を無期転換としました。

これは契約が無期ですから、有期と無期の格差是正の対象になりません。今後は不合理な格差があっても、労契法の対象外となりますから、救済されません。無期雇用と、フルタイム労働者は正社員という主張がそれにあたります。

安倍首相がいう「非正規という言葉無くす」という攻撃の具体化です。しかし、内実は、彼らには正社員の就業規則の適用はなく、身分的な処遇は非正規そのものです。

郵政は裁判に負けても、慰謝料や損害賠償は、裁判の当事者のみである、として、郵政内の約二十万人の非正規労働者の救済を行おうとはしません。

この間、郵政ユニオンはすべての非正規労働者の権利回復を求めましたが、会社は応じず、就業規則の改善も見えません。そこで、この状態を変えるためには、次の集団訴訟以外にはできない、ということと裁判を提訴することとしたのです。

社会の基本は当事者同士の

自由な意思による契約にある。このルールだけで言うなら、現行で結ばれている雇用契約書は有効です。

しかし、現実には雇用契約の中身は労働者にとつては極めて不利な契約となります。働く人は自分の労働力を一日いくらで「売る」という契約ですから、もしその価格に値段に不満があり、契約が成立せず、一日が終われば無収入となります。



だからいくらか低い条件でも、労働力を売ることが優先されます。こうして力関係が圧倒的に会社側に有利となります。

これを受けて国としては、労働関連法が定められ、労基法、労組法、そして労契法ができたのです。最低限の労働基準を決める労働者保護の社会法。これは世界の常識なのです。

しかし、会社側は、労契法は雇用には契約が必要というだけで、中身までは決めていない。そもそも労働条件は労働交渉に委ねられるべきであ

るし、その中身まで国が介入すべきではないとして、法の解釈と運用に対立が起こりました。

そこで、二〇条の格差不合理禁止論ですが、格差のどの程度が不合理であるかどうかは、残念ながら法に明記されておらず、裁判で争うしかないのが現状なのです。

また現在、争われている全国の労契法二十条裁判は、二十いくつもあり、地裁、高裁、最高裁と判決が出ていますが、格差社会の基本的解決となる賃金の不合理論へ踏み込んだ判決は、たった一つだけです。

このように司法の場での救済も苦しい状況です。基本は法律ですから政治の場での解決が正しいのですが、それも自公政権下では困難です。

格差是正の原則は全員の正社員化ですが、郵政ユニオンとして、いま働いている現場労働者の具体的救済を目指します。私たちはこの集団訴訟で勝訴し、会社と社会を変える一歩とします。これが原点です。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。

ゆれば、均等待遇を。

ユニオンは労契法裁判に勝利を。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。